

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会 第1回常任委員会



日時 令和6年(2024年)4月25日(木)午後2時30分

場所 飯山市文化交流館 なちゅら大ホール

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会
第 1 回常任委員会 次第

日 時：令和 6 年（2024 年）4 月 25 日（木）14：30～
（第 1 回総会終了後）

場 所：飯山市文化交流館なちゅら 大ホール

1 開 会

2 説明事項

- ・ 常任委員会の役割について

3 議 事

第 1 号議案

第 82 回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画（案）について

第 2 号議案

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会常任委員会から専門委員会への
付託事項及び委任事項（案）について

第 3 号議案

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会専門委員会規程（案）について

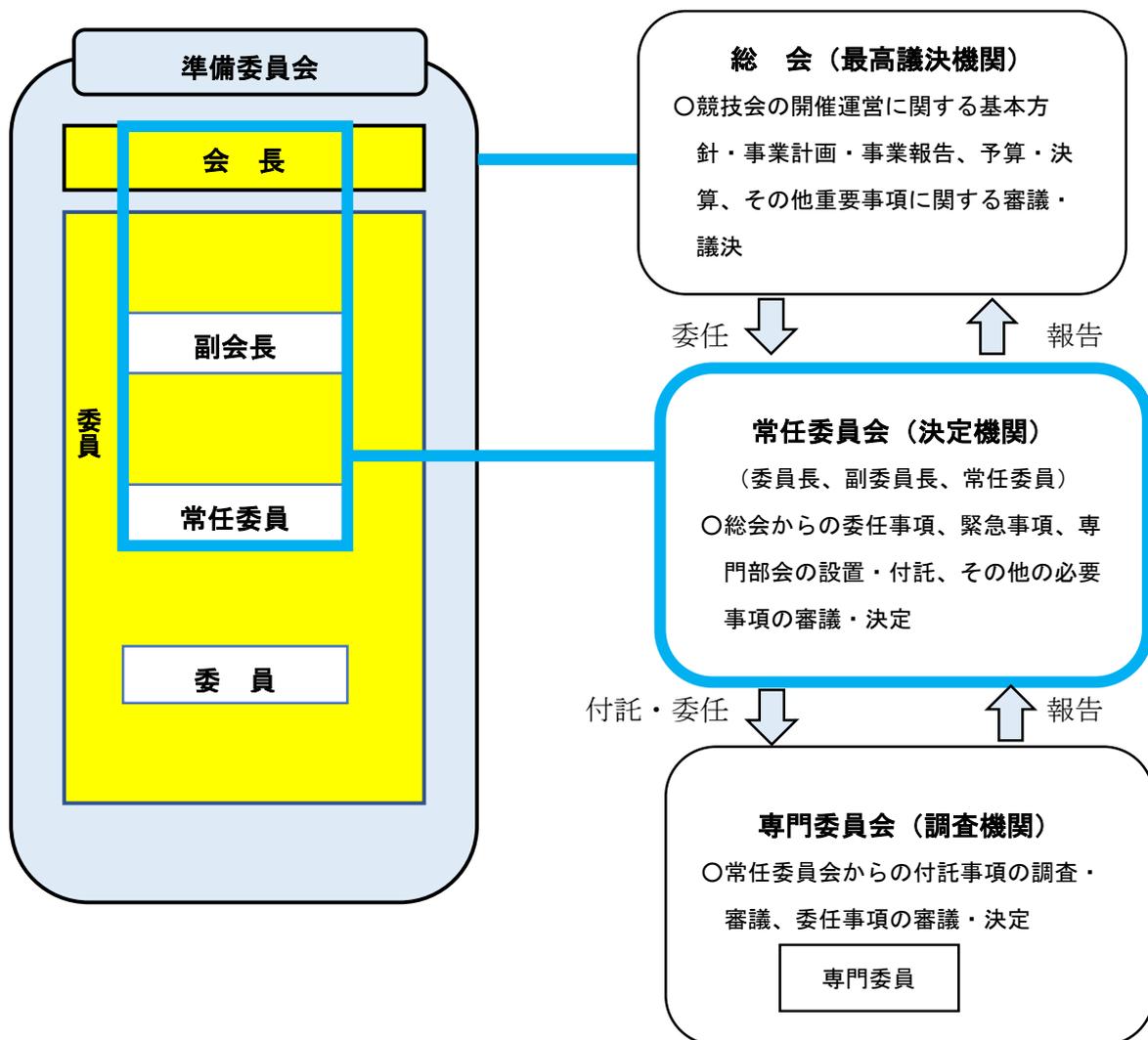
4 その他

5 閉 会

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会
常任委員会の役割

1 常任委員会の構成（会則第 12 条第 1 項）

→常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。



2 常任委員会の委員長の選任について（会則第 12 条第 2 項）

→委員長は、会長をもって充てる。

3 常任委員会の副委員長の選任について（会則第 12 条第 3 項）

→副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会の審議・決定事項（会則第12条第7項）

→常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

①第82回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画に関すること

②総務企画及び財務に関すること

③広報、市民運動、観光、歓迎、おもてなしに関すること

④競技会場・施設及び競技運営並びに式典に関すること

⑤宿泊及び医事、衛生に関すること

⑥輸送・交通及び消防防災、警備に関すること

⑦その他競技会の開催に必要な事項に関すること

(2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

第 1 号議案

第 82 回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画（案）

第 82 回国民スポーツ大会（信州やまなみ国民スポーツ大会）の成功に向け、市民総参加により、本市を訪れる全ての人々をおもてなしの心で温かく迎え、地域資源を活かした飯山市の魅力を発信する大会とするため、飯山市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等と連携し、創意工夫により簡素・効率化を図り、適切な財務の運営を図る。

（3）広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化、食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会の意義を理解し、積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

（5）観光・おもてなし

選手や監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用、又は借用するなど効率的に整備する。

（7）施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設整備を図るとともに、大会終了後の施設利用も視野に入れた整備に努める。

(8) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他の関係機関と連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ態勢に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会にかかわるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案しながら、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関等の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

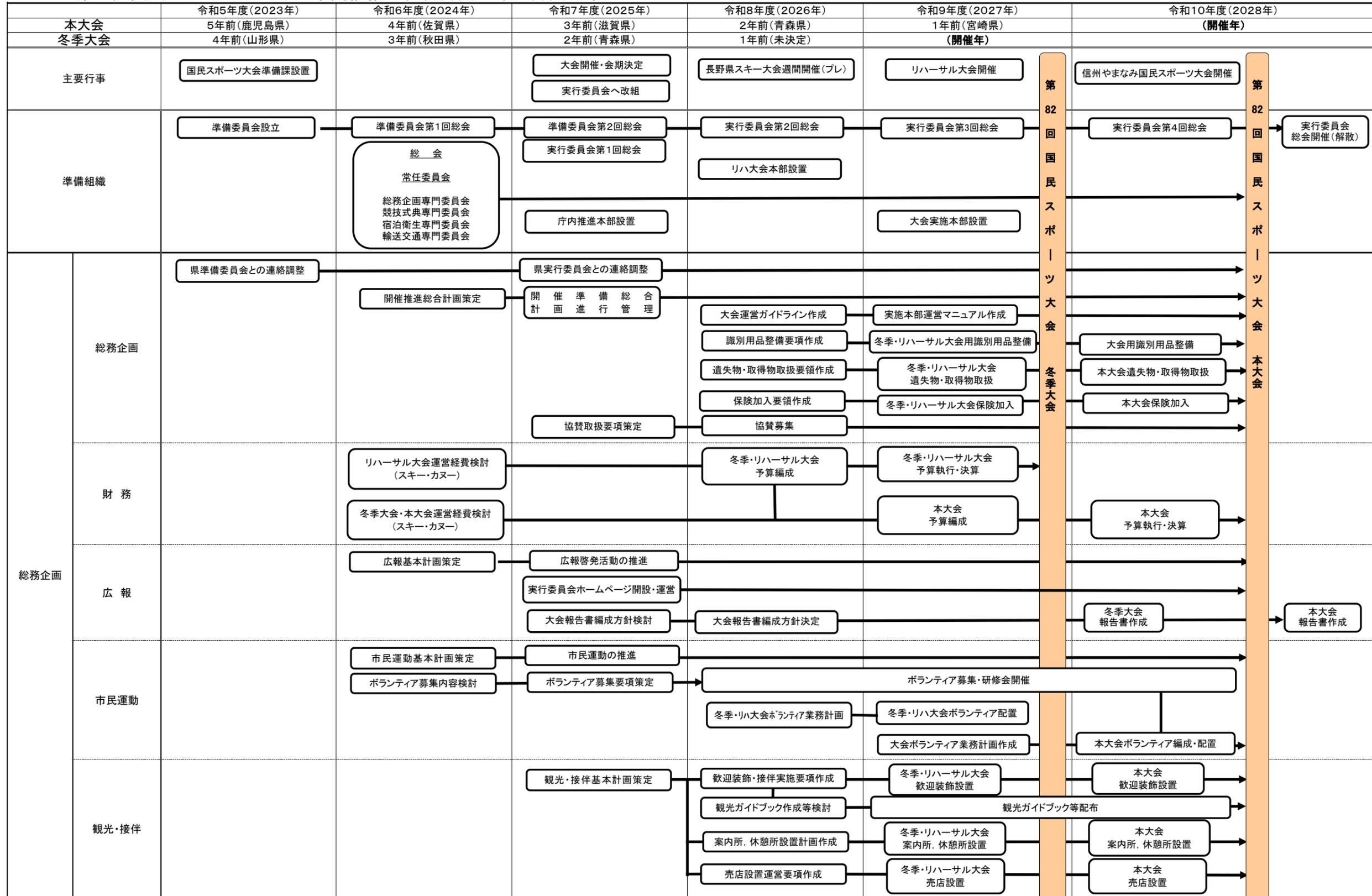
(12) 警備・消防

競技会場及びその他の大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関等と緊密に連携し、警備・消防体制の確立を図る。

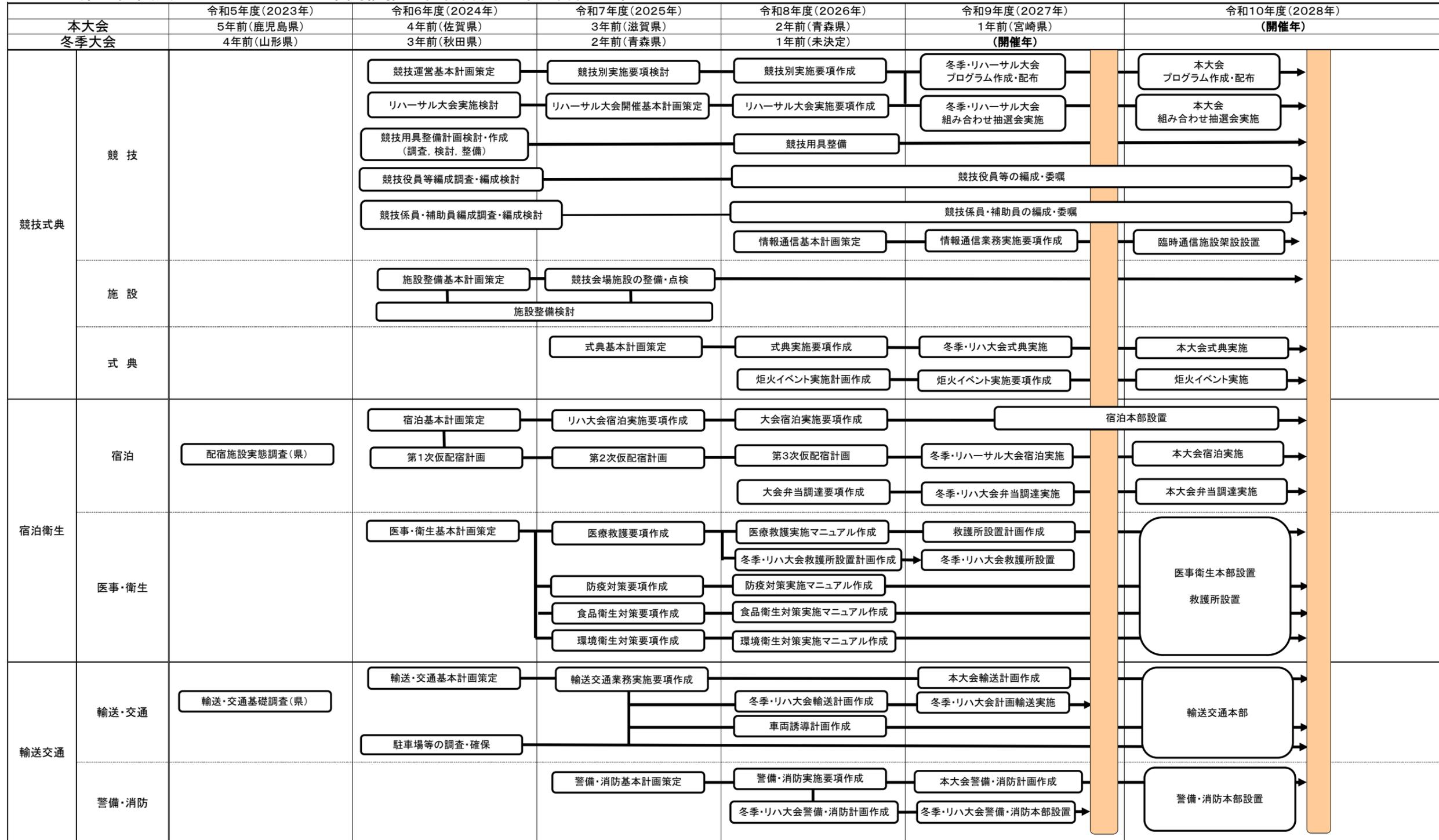
2 年次計画

第 82 回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画の年次計画は別表のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第82回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画 年次計画（案）



第82回国民スポーツ大会飯山市開催推進総合計画 年次計画（案）



第2号議案

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則（令和5年11月30日施行）第12条第7項第3号の規定により、専門委員会への付託事項及び委任事項を次のとおりとする。

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・歓迎及びおもてなしに関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する こと。	左記付託する事項の うち、事業の実施に 関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項の うち、事業の実施に 関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項の うち、事業の実施に 関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項の うち、事業の実施に 関すること

第3号議案

第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則（令和5年11月30日施行）第13条第3項の規定により、第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称及び第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

（役員を選任等）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

（役員職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・歓迎及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること